

2020年11月26日

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
 会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
 代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
 (コード番号: 7777)
 問合せ先 取締役 新井 友行
 電話番号 03 (3511) 3440

第三者割当による新株式並びに第27回新株予約権（行使価額修正条項付） 及び第28回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2020年11月10日付の当社取締役会において決議いたしました、割当先に対する第三者割当により、新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びに第27回新株予約権及び第28回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といい、本新株式とあわせて「本新規募集証券」といいます。）の発行について、本日（2020年11月26日）、割当先との間で本新株式及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2020年11月10日付で公表いたしました「第三者割当による新株式並びに第27回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第28回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 払込期日	2020年11月26日
(2) 発行新株式数	普通株式 561,700株
(3) 発行価額	1株当たり 356円
(4) 調達資金の額	199,965,200円
(5) 増加する資本金の額	99,982,600円（1株当たり 178円）
(6) 増加する資本準備金の額	99,982,600円（1株当たり 178円）
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.
(9) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(1) 上記割当先に割り当てられた本新株式の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと ⑥ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第25回新株予約権の要項変更に関する合意書が本買取契約に添付の様式と実質的に異なる内容で当社と割当先との間で発行決議日付で有効に締結されていること <p>(2) 本新株式の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、</p>

	<p>Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新規募集証券の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、ロックアップに係る条項が定められております。</p>
--	---

2. 本新株式発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本新株式発行前 (2020年10月31日現在)	40,968,126 株	9,841,525 千円
本新株式発行による増加	561,700 株	99,982 千円
本新株式発行後	41,529,826 株	9,941,507 千円

3. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2020年11月26日
(2) 発行新株予約権数	65,000 個 第27回新株予約権：55,000 個 第28回新株予約権：10,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 16,105,000 円 第27回新株予約権：16,005,000 円 (第27回新株予約権1個当たり291円) 第28回新株予約権：100,000 円 (第28回新株予約権1個当たり10円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計 6,500,000 株 (本新株予約権1個につき100株) 第27回新株予約権：5,500,000 株 第28回新株予約権：1,000,000 株 いずれの本新株予約権についても、上限行使価額はありません。第27回新株予約権については、下限行使価額は198円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。第28回新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	2,409,105,000 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第27回新株予約権：356 円 第28回新株予約権：435 円 第27回新株予約権の行使価額は、2020年11月27日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日 (以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。)において、当該修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、上記修正条項に従って計算された価額が下限行使価額 (第27回新株予約権の発行要項第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されます。)を下回る場合には、修正後の金額は下限行使価額となります。

	第 28 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割 当 先	CVI Investments, Inc.
(9) 譲 渡 制 限 及 び 行使数量制限の内容	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第 27 回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められております。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、第 27 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第 27 回新株予約権に係る割当日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る第 27 回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、第 27 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、第 27 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10) そ の 他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(1) 上記割当先に割り当てられた本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止め命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新規募集証券の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められております。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上